



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2020/10/12

NO.388 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

◇10月なんでも相談会

◇新型コロナウイルス

持続化給付金・家賃支援給付金・
 国保減免申請相談会

日時 10月27日(火)

午後2時から

会場 民商事務所

※相談希望の方は、事前にご連絡を。



令和3年1月15日まで申請受付

◆持続化給付金

◆家賃支援給付金

この二つの申請は、パソコンや
 スマートフォンで行います。ご相談は民商へ。



新型コロナウイルス関連

国・市への申請状況 10月6日時点

○持続化給付金

法人・個人合わせて35件申請

うち35件給付済み

○家賃支援給付金

5件申請、うち2件給付済み

○村上市国保減免

4件申請

うち4件減免決定済み



会員さんの状況

製造業Aさんは8月6日、飲食業Bさんは8月21日に家賃支援給付金の申請をしました。Aさんは9月下旬、Bさんは10月初めに「給付金の振込手続きが完了しました」という内容のメール連絡がやっと届きました。

建設業のCさん、Dさんは持続化給付金申請をし、一週間ほどで口座に給付金が入金されました。「もっと時間がかかると思っていたが、思ったより早く入金されたので良かった。助かった」と話していました。

～民商の共済～

3日以上入院をしたら・・・

「入院見舞金」の請求を

お忘れなく

■30日以内の入院は、病院発行の請求書又は領収書のコピーを提出してください。他の保険で使用する診断書のコピーの提出でも可。

■31日以上入院は、診断書や退院証明書が必要となります。

他の保険に加入している場合、その保険で使用する診断書のコピーの提出を。

診断書がない場合は、民商から「簡易な診断書」をお渡しします。

■75歳以上の方が入院した場合は、入院した日数にかかわらず、病院発行の請求書または領収書のコピーを提出してください。

※入院などをした場合は、

民商へご連絡をお願いし

ます。請求書を記入して

頂きます。



☆従業員の方も加入できます。

☆共済会費は、毎月1,000円。

☆加入希望の方は、民商へご連絡を。

過払い金の相談も受付しています

11月の無料法律相談

日時 11月11日(水)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

弁護士 小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 11月9日(月)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。